

「(仮称)新潟関川風力発電事業環境影響評価方法書」に対する知事意見

本事業は、東急不動産株式会社が新潟県岩船郡関川村において、単機出力が4,300kw程度の風力発電機を最大11基(発電出力最大47,300kw)設置するものであり、再生可能エネルギーの導入による地球温暖化の防止対策に資するものである。

一方、対象事業実施区域には、森林法に基づく保安林及び地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域等が存在し、本事業の工事に伴う土砂災害が懸念される。

また、事業実施区域及びその周辺には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鷹巣鳥獣保護区が存在し、山形県西置賜郡小国町と新潟県岩船郡関川村の境界にまたがる森林地域には、イヌワシやクマタカなどが生息しており、野生鳥獣や希少猛禽類の生息への影響が懸念される。

このため、本事業の実施に当たっては、下記の措置を適切に講ずるよう、事業者に対して勧告されたい。

1 総括的事項

(1) 法令遵守

環境影響評価や事業の実施に当たっては、関係法令等を遵守するとともに環境保全に配慮し、事前に関係行政機関と十分に協議を行うこと。

特に、対象事業実施区域に存在する、保安林、地すべり防止区域及び鳥獣保護区については、関係行政機関と十分に協議すること。

(2) 地域住民と十分な対話と合意形成

ア 地域住民と十分な対話

事業の実施に当たっては、地域住民等への十分な説明を行い、理解が得られるよう努めるとともに、地域住民の生活環境の保全に十分配慮すること。

イ 環境影響評価図書のインターネットによる公表継続

環境影響評価図書は、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、インターネット公表時に印刷やダウンロードを可能にするとともに法令に基づく縦覧期間終了後も継続してインターネットによる公表に努めること。

(3) 新たな事情が生じた場合

環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じて環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行い、環境への影響を最大限に回避又は低減されるよう必要な環境保全措置を講ずること。

(4) 評価項目の記述

準備書の作成に当たって、事業計画を具体化するとともに、未定や検討中の評価項目については、その項目に対する考え方、方向性及び選択肢など具体的に記述すること。

(5) 検討の経緯等の記述

本意見等に対応する事業計画の見直し等については、検討経緯及びその結果等を準備書に記載すること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

騒音や超低周波音による健康影響については十分な科学的知見が得られていないことを踏まえ、予防原則に従い住民等に十分な説明を行うこと。

また、問題が発生した場合の対処法について準備書に記載すること。

(2) 水環境

ア 水質汚濁防止

工事の実施や土地の改変により発生する水の濁りを防止する環境保全措置（素掘側溝、沈砂池及び掘削土砂管理等）については、近年増加している局所的な集中豪雨の傾向を十分に踏まえたものとする。

イ 水質調査地点

水質調査地点について、事業特性及び地域特性に応じて、工事の実施や土地の改変により影響を受ける恐れのある地点に適切に設定すること。

(3) 地形及び地質

対象事業実施区域には、「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止区域及び「砂防法」に基づく砂防指定地、並びに地すべり地形等が存在し、地すべり及び土石流の発生しやすい地形及び地質となっている。

このため、近年の局所的な集中豪雨の傾向を十分に踏まえ、工事の実施や地形の改変による地形及び地質に与える影響について、十分な調査、予測及び評価を行い、地すべりや土石流等土砂災害の発生を未然に防止すること。

(4) 動物

対象事業実施区域及びその周辺（山形県西置賜郡小国町と新潟県岩船郡関川村の境界にまたがる森林地域）は、文献および専門家ヒアリングによりイヌワシやクマタカなどの希少猛禽類が生息している。

このため、「猛禽類保護の進め方（環境省 平成24年改訂）」に基づき、適切な調査を行うとともに、行動圏解析等により風力発電機の配置等を検討し、希少猛禽類の生息への影響を回避すること。

なお、希少猛禽類の調査、予測及び評価に当たっては、当該地の知見を有する複数名の専門家の助言を得て適切に実施すること。

3 環境影響評価準備書の作成

(1) 事業計画の明確化

本事業における風力発電機の位置、出力、基数等及び工事内容等の事業計画を明らかにした上で、調査、予測、評価結果を記載すること。

なお、対象事業実施区域の絞り込み、風力発電設備および管理用道路等の付帯設備の規模・位置または配置・構造など事業計画の更なる検討に当たっては、保安林及び地すべり防止区域の改変を極力回避する計画とし、それらの検討経緯についても、具体的に記載すること。

(2) 調査地点の設定

調査及び予測の時期及び場所等については、その選定の妥当性が確認できるよう、予測の前提条件を明記するなど、より具体的に選定理由を記載すること。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避を優先して検討し、低減又は代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

また、環境保全措置についての複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにできるよう整理すること。

(4) わかりやすい内容

準備書は専門的な内容が多く、また、膨大な図書になる可能性があることから、作成に当たっては、図表や平易な用語を用いることなどにより、できる限りわかりやすい内容となるよう配慮すること。